

平成29年度 身近なみどり民間施設緑化事業 募集要項



屋上緑化
(H25 入間ガス(株))



壁面緑化
(H26 三井不動産(株))

彩の国  埼玉県

募集期間

平成29年4月11日(火)～平成29年12月22日(金)
※予算額に達し次第終了となります。

1 目的

埼玉県は、市街地の緑を増やし、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、公開性のある民間施設において、緑の創出に寄与する事業を支援します。この事業は、「彩の国みどりの基金」を活用して実施しています。

2 補助対象事業

市街化区域内の民間施設で実施する、公開性のある緑化事業

※例外として、不特定多数の人が利用できる施設は、市街化区域以外の区域でも補助対象となります。

<緑化事業の定義及び要件>

○ 屋上緑化

【定義】

樹木等による建築物上の緑化で、樹木等の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるもの。

【要件】

- ・緑化面積の合計が 100 m²を超えること。
- ・緑地を一般に開放するか不特定多数の者の求めに応じ立入ることができるようにすること。
- ・樹木、地被植物、草花、ツル植物等を組み合わせた緑化とすること。
- ・できる限り外部から視認できる箇所に緑化すること。

○ 壁面緑化

【定義】

ツル植物等による建築物壁面の緑化で、ツル植物等の長期間継続した育成に必要な植栽基盤等があるもの。

【要件】

- ・緑化面積の合計が 100 m²を超えること。
- ・外部から視認できる壁面に緑化すること。

○ 空地緑化

【定義】

樹木等による敷地内地上部分の緑化で、樹木等の長期間育成に必要な植栽基盤があるもの。

【要件】

- ・緑化面積の合計が 100 m²を超えること。
- ・緑地を一般に開放するか不特定多数の者の求めに応じ立入ることができるようにすること。
- ・樹木、地被植物、草花、ツル植物等を組み合わせた緑化とすること。
- ・できる限り外部から視認できる箇所に緑化すること。

【※次の事業は補助対象となりません。】

- ・既に緑化工事に着手している事業
- ・平成 29 年度中に工事代金の支払が完了しない事業
- ・国や他自治体の補助金を受けて行う事業
- ・過去に「彩の国みどりの基金」を活用した補助金で緑化した屋上、壁面、空地を再度緑化する事業
- ・法律や条例で定める緑化基準の範囲内で行う事業
- ・その他民間施設の緑化の趣旨に反すると認められる事業

3 補助対象者

埼玉県内で緑化事業を行う民間施設の所有者等

※所有者以外の方が申請する場合、賃貸契約書の写し及び所有者の承諾書を提出していただきます。

4 補助対象経費

【緑化事業に要する以下の経費】

- 緑化資材費
 - ・植栽（樹木、地被植物、ツル植物等）
 - ・植栽基盤（客土、肥料、土壌改良剤、屋上緑化資材、壁面緑化資材等）
 - ・給排水設備（散水栓、給水管、灌水チューブ等）
 - ・その他、緑化に必要な資材
- 施工費
 - ・造成工事費
 - ・緑化工事費
 - ・給排水設備設置工事費 等

※事業地の造成に要する経費は、補助対象事業費の 20%までとします。
- 諸経費
 - ・仮設工事費
 - ・現場管理費 等
- 「彩の国みどりの基金」を活用した旨が分かる案内板の設置に要する経費

【※次に該当する経費は補助対象となりません。】

- ・緑地以外の整備に要する経費（例：園路やベンチなどの付属物等）
- ・家具類、電化製品等の備品を調達する経費
- ・事業に係る一般事務費、土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
- ・その他事業の直接的経費と認めがたい経費

5 補助率及び補助限度額

- ・補助率：2/3
- ・補助限度額：15,000,000円（ただし、150,000円/㎡まで）
※同一年度に1事業者が受けられる補助額の上限は15,000,000円です。

6 案内板について

- 補助を受ける施設には「彩の国みどりの基金」を活用した旨がわかる案内板を設置してください。案内板の設置費用も補助対象となります。
- 案内板は以下の仕様としてください。
 - ・サイズ：B4サイズ（257mm×364mm）以上
 - ・「彩の国みどりの基金を活用して行った事業」である旨を記載
 - ・「みどりと川の再生シンボルマーク」を配置
 - ・【緑地を常時開放しない場合】「希望があれば立入ることができる旨」を記載

【例】



この施設の緑地（〇〇㎡）は、「彩の国みどりの基金」の補助を受けて施工しました。

「みどりと川の再生シンボルマーク」

〇〇株式会社

※一例ですので、デザイン等は自由に工夫していただいて構いません。
デザイン案については、事前に県の確認を受けてください。

7 維持管理について

- ・補助事業により整備した緑地は、申請者の責任により継続的に維持管理してください。
- ・補助事業の完了後5年間は、毎年1回「維持管理状況報告書」を提出していただきます。

8 財産処分の制限について

- ・補助事業の完了後5年間は、補助事業により取得した以下の財産を県の承認を得ずに処分してはいけません。

- 不動産及びその従物
- 植栽、給排水設備等及び備品

- ・5年以内に処分する場合、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・5年以内に県の承認を得ずに処分した場合、補助金の返還及び加算金（年率

10.95%)の納付をしていただくことがあります。

※「5年間」とは、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算した期間です。平成29年度に補助金を受けた場合、平成35年3月31日までとなります。

9 申請について

(1) 申請方法

ア 申請を検討の場合は、下記の担当へ事前にご相談ください。

(来庁して相談を希望する場合は、予め電話でご連絡の上お越しく下さい。)

イ 郵送又は持参により申請書を提出してください。

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出書類

ア 身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 添付書類

・事業実施予定施設の位置図

・緑化する施設の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類

・緑化工事に係る見積書等の写し

・緑化工事に係る土地・建物の登記事項全部証明書

・緑化工事に係る土地・建物の賃貸契約書の写し及び承諾書(自己所有の場合は不要)

・過去3年度分の県税の納税証明書の写し

・過去3期分の決算関係書類の写し

・事業実施に当たり必要な許認可等書類の写し

・その他知事が必要と認めるもの

※提出書類は、原則として返却いたしません。

(3) 提出期限

平成29年12月22日(金)(必着)

(4) 申込先・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出担当(第3庁舎2階)

電話 048-830-3149

電子メール a3140-13@pref.saitama.lg.jp

10 よくある質問

Q 施設の所在地が市街化区域かどうかわかりません。どうしたらよいですか。

A 都市計画図で確認することができます（埼玉県都市計画課のHP上で閲覧可能です。）。ご不明の場合は、みどり自然課の担当まで直接お問い合わせください。

Q 使用する植栽が芝生だけでも補助対象になりますか。

A 芝生だけでは補助対象になりません。樹木、地被植物、ツル植物等のいずれか2つ以上を使用する場合、補助対象となります。

様式第1号（第9条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

申請者名

代表者名

印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり民間施設緑化事業補助金の交付を受けたいので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画書 様式第2号のとおり

3 添付書類

- （1）事業実施予定施設の位置図
- （2）緑化する施設の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類
- （3）緑化工事に係る見積書等の写し
- （4）緑化工事に係る土地・建物の登記事項全部証明書
- （5）緑化工事に係る土地・建物の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合は不要）
- （6）過去3年度分の県税の納税証明書の写し
- （7）過去3期分の決算関係書類の写し
- （8）事業実施に当たり必要な許認可等書類の写し
- （9）その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

申請者名及び代表者職・氏名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する施設の名称	
補助事業を実施する施設の所在地	〒
補助事業の目的	
補助事業の内容	(緑化手法) (面積)
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から事業費 の支払完了までの期間	(着工)：平成 年 月 日 (完了)：平成 年 月 日
事業費総額	金 円
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金 円
単位面積 (㎡) 当たり金額	金 円/㎡
施工予定業者名	
維持管理の方法	(体制) (内容) (頻度)
事業実施担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業実施担当者連絡先	(電話番号) (FAX番号) (電子メール)

記入例

様式第1号（第9条関係）

平成29年〇月〇日

（宛先）

埼玉県知事

所在地 〇〇市〇〇3-2-1
申請者名 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 埼玉 太郎 ㊟

代表者印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり民間施設緑化事業補助金の交付を受けたいので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金12,500,000円
- 2 事業計画書 様式第2号のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施予定施設の位置図
 - (2) 緑化する施設の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類
 - (3) 緑化工事に係る見積書等の写し
 - (4) 緑化工事に係る土地・建物の登記事項全部証明書
 - (5) 緑化工事に係る土地・建物の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合には不要）
 - (6) 過去3年度分の県税の納税証明書の写し
 - (7) 過去3期分の決算関係書類の写し
 - (8) 事業実施に当たり必要な許認可等書類の写し
 - (9) その他知事が必要と認めるもの

周辺路線や主要道路が分かるもの

補助金を活用した旨がわかる案内板の位置も記載

・申請者が法人の場合：法人事業税及び法人県民税の納税証明書の写し
・申請者が個人の場合：個人事業税及び個人県民税の納税証明書の写し

・緑化計画届出制度等の対象区域の場合は、緑化計画届出書の写しを添付
・工事請負金額が500万円以上の場合は、施工予定業者の建設業の許可証を添付

事業計画書

申請者名及び代表者職・氏名	〇〇株式会社 代表取締役社長 埼玉 太郎
申請者の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇3-2-1
補助事業を実施する施設の名称	〇〇商業施設〇〇店
補助事業を実施する施設の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1-2-3
補助事業の目的	商業施設の利用客に、みどりによる憩いの空間を提供する。
補助事業の内容	(緑化手法) 屋上緑化 (面積) 150.1㎡
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から事業費の支払完了までの期間	(着工)：平成29年 9月15日 (完了)：平成29年10月31日
事業費総額	金18,750,000円
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金12,500,000円
単位面積(㎡)当たり金額	金125,000円/㎡
施工予定業者名	〇〇造園株式会社
維持管理の方法	・灌水 夏季 ○回/日 夏季以外 ○回/週 ・剪定：○回/年(○、○、○月頃) ・施肥：○回/年(○、○月頃) ・除草：○回/年(○、○、○月頃)
事業実施担当者所属・職・氏名	(所属) 〇〇部〇〇課 (職) 主任 (氏名) 浦和 次郎
事業実施担当者連絡先	(電話番号) 048-0000-0000 (FAX番号) 048-0000-0000 (電子メール) 〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

屋上緑化・壁面緑化・空地緑化
のいずれかを記入

事業費の支払完了までの期間

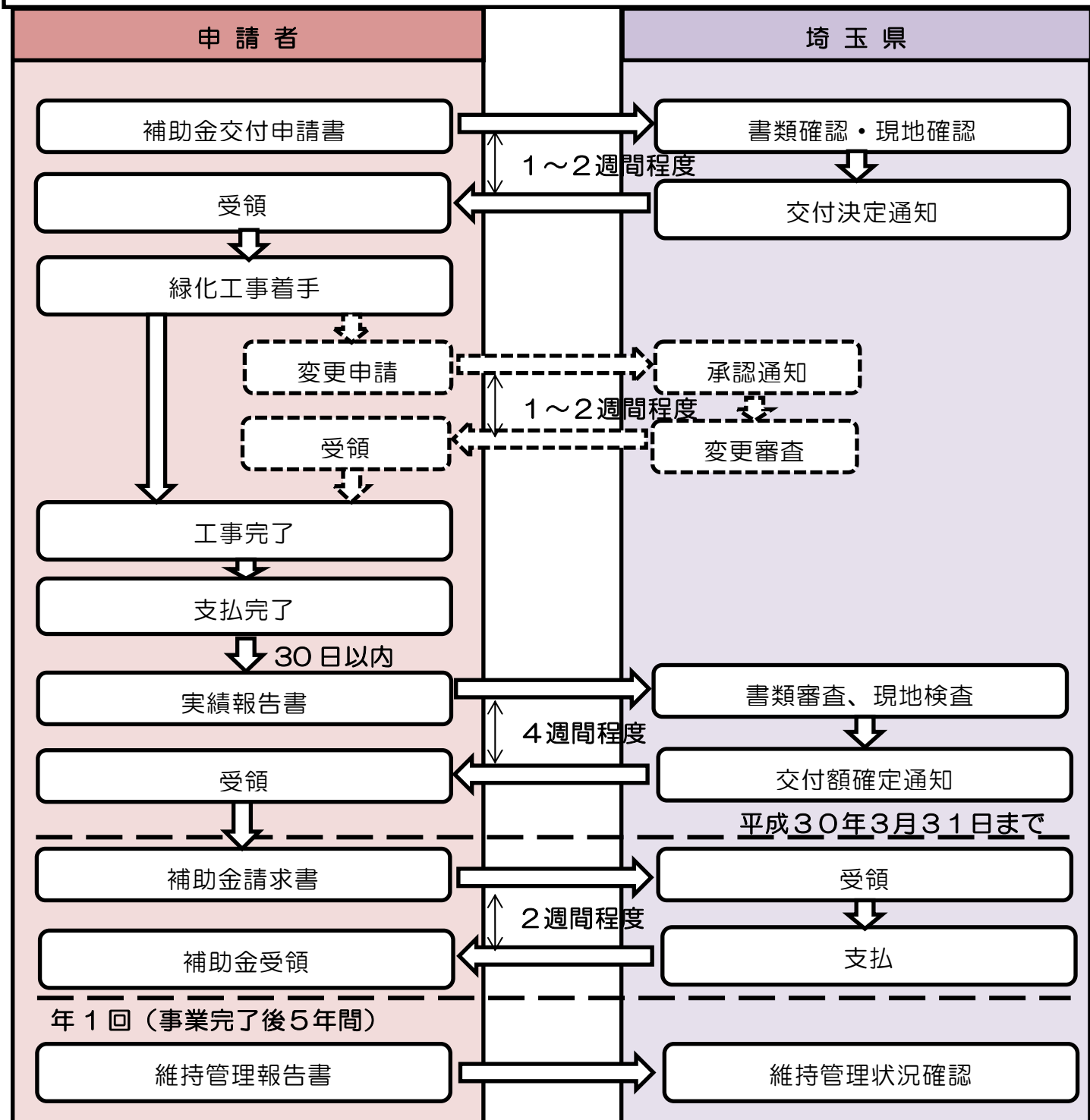
見積書の合計金額(税込)

・事業費総額×2/3
・15,000,000円まで
・1,000円未満切捨て

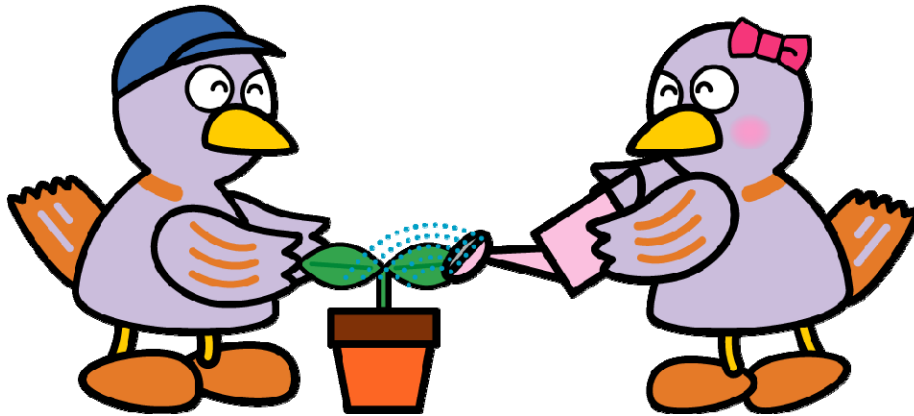
・事業費総額÷緑化面積
・150,000円/㎡まで
・1,000円未満四捨五入

項目別に記入

補助事業のスケジュール



街の緑化をお手伝いします！



埼玉県のマスコット
コバトン

【問合せ先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第三庁舎2階）

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出担当

電話 048-830-3149 FAX 048-830-4775

E-mail a3140-13@pref.saitama.lg.jp



事業については、県ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorisaisei-top/minkanhojyo.html>

※この募集要項は、「補助金等の交付手続等に関する規則」及び「身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱」を抜粋したものです。応募する前に必ず一読してください。（規則・要綱は県ホームページからご覧いただけます。）